

泉南市「赤ちゃんの駅」設置事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、乳幼児を抱える保護者の子育てを応援する取り組みの一環として、外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換及び搾乳ができる施設を泉南市「赤ちゃんの駅」（以下「赤ちゃんの駅」という）として登録し、その所在を広く周知するとともに設置を促すことにより、安心して外出できる環境を整え、安心して子どもを産み育てやすいまちづくりを推進することを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、泉南市とする。

（利用対象者）

第3条 「赤ちゃんの駅」を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、原則として、授乳やおむつ交換及び搾乳を目的とする乳幼児及びその保護者とする。

2 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）指示された場所を利用すること。
- （2）汚物は原則持ち帰ること。
- （3）乳幼児の安全は、利用者の責任において確保すること。
- （4）上記以外のほか、施設の管理者の指示に従うこと。

（登録対象者）

第4条 「赤ちゃんの駅」として登録できる施設は、市内の公共施設または賛同を得られた民間施設とする。

（登録基準）

第5条 前条の対象施設は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす施設とする。

- （1）ベビーベッド、おむつ交換台その他これらに準ずる設備があること。
- （2）利用者が外部の目を気にせずに授乳できる設備があること。

2 前項に掲げる施設であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象施設とすることはできない。

- （1）遊興飲食させる店舗や風俗店など、青少年の健全な育成を妨げる恐れのある場合。
- （2）暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する場合。

（登録方法等）

第6条 「赤ちゃんの駅」として登録を希望する施設の管理者（以下「申請者」という）は、泉南市「赤ちゃんの駅」登録申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、前条の登録基準を満たすと認めるときは「赤ちゃんの駅」設置事業の施設（以下「指定施設」という）として指定し、泉南市「赤ちゃんの駅」指定証書（様式第2号）を交付するものとする。

(登録の変更等)

第7条 指定施設の管理者は、登録を受けた内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときはあらかじめ、泉南市「赤ちゃんの駅」登録変更届(様式第3号)又は泉南市「赤ちゃんの駅」廃止届(様式第4号)により、市長に届出なければならない。

(表示)

第8条 指定施設は、市が交付する赤ちゃんの駅を示すステッカー(様式第5号)を施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に掲示するものとする。

(登録の解除)

第9条 市長は、指定施設が第5条の登録基準を満たさないことが明らかになったとき、又は指定施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

(実施状況報告等)

第10条 市長は、指定施設の管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

(広報)

第11条 市長は市の広報紙、ホームページの掲載等によって、指定施設を市民に広く周知するものとする。

(移動式赤ちゃんの駅の設置)

第12条 市内で開催される事業又は行事において、泉南市「移動式赤ちゃんの駅」を設置することができるものとする。

2 泉南市「移動式赤ちゃんの駅」について必要な事項は、別に定める泉南市「移動式赤ちゃんの駅」設置事業実施要綱によるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

泉南市「赤ちゃんの駅」登録申請書

年 月 日

泉南市長 様

所在地
名称
代表者名
連絡先

泉南市「赤ちゃんの駅」設置事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり届出ます。

店舗・施設等の名称			
店舗・施設等の所在地	〒		
施設 の 区 分 ※該当項目に✓印を記入	☐ 商店 ☐ 飲食店 ☐ 医療・福祉施設 ☐ 公共施設 ☐ その他（ ）		
施設等の担当者		連絡先	
開設時間	： ～ ：		
定休日			
ホームページ アドレス			
設備の内容 ※該当項目に✓印を記入	☐ ベビーベッド、おむつ交換台その他これらに準ずる設備がある ☐ 利用者が外部の目を気にせずに授乳やおむつ交換及び搾乳できる設備がある		
備考			

様式第 2 号(第 6 条関係)

泉南市「赤ちゃんの駅」指定証書

年 月 日

様

泉南市長 印

下記施設を泉南市「赤ちゃんの駅」として指定いたします。

店舗・施設等の名称	
店舗・施設等の所在地	〒
施設 の 区 分	☐ 商店 ☐ 飲食店 ☐ 医療・福祉施設 ☐ 公共施設 ☐ その他（ ）
指 定 年 月 日	
開 設 時 間	： ～ ：
定 休 日	
設 備 の 内 容	☐ ベビーベッド、おむつ交換台その他これらに準ずる設備がある ☐ 利用者が外部の目を気にせずに授乳やおむつ交換及び搾乳で きる設備がある
備 考	

様式第3号(第7条関係)

泉南市「赤ちゃんの駅」登録変更届

年 月 日

泉南市長 様

所在地
名称
代表者名

泉南市「赤ちゃんの駅」設置事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり届出ます。

店舗・施設等の名称			
店舗・施設等の所在地	〒		
施設 の 区 分 ※該当項目に✓印を記入	☐ 商店 ☐ 飲食店 ☐ 医療・福祉施設 ☐ 公共施設 ☐ その他（ ）		
施設等の担当者		連絡先	
開設時間	： ～ ：		
定休日			
ホームページ アドレス			
設備の内容 ※該当項目に✓印を記入	☐ ベビーベッド、おむつ交換台その他これらに準ずる設備がある ☐ 利用者が外部の目を気にせずに授乳やおむつ交換及び搾乳できる設備がある		
備考			

※変更箇所には○をつける。

様式第 4 号(第 7 条関係)

泉南市「赤ちゃんの駅」廃止届

年 月 日

泉南市長 様

所 在 地
名 称
代表者名

泉南市「赤ちゃんの駅」設置事業実施要綱第 7 条の規定により、下記施設の登録を廃止したいので、届出ます。

店舗・施設等の名称			
店舗・施設等の所在地	〒		
施設等の担当者		連絡先	
廃止日			
廃止の理由			
備考			

様式第5号（第8条関係）



寸法は、縦 297mm 横 420mm（A3サイズ）とする。